

大規模自然災害への防災、減災、法整備のありかたを考える

岩手県宮古市議会 議員 田中 尚

地球温暖化の影響で大型台風やゲリラ豪雨など大規模な自然災害への備えが全国どこでも求められています。宮古市は2011年、3月11日、300年に一回と言われる大地震と巨大津波の被害にあいました。当時はもとより今日も全国から大きなご支援をいただき、心からお礼を申し上げます。

今年の台風10号がもたらした豪雨は「山津波」をひきおこし、河川沿いの集落が被害にあいました。今回の災害は豪雨が原因ですが、森林伐採による山の保水力の低下や市内各河川の管理が適切だったかも問われます。

宮古市の場合、閉伊川は水門新築整備で仮締め切り工事が行われ、河口部が3分の1に狭められ、満潮時の圧力や山口川支流の氾濫などで市庁舎を中心に商店街など中心市街地に浸水被害をもたらしました。また閉伊川上流地域の長沢川や刈屋川も氾濫しました。新里茂市地区は以前から要望していた河川流域断面の確保に必要な堆積土砂の浚渫が、不十分だったことも原因です。

市は浸水対策に新川町や藤原地区に排水ポンプ施設の整備を計画中ですが、宮町地区のポンプ施設は仮施設のまま推移し本来、必要とされる排水機能190ℓ/分の10分の1しかなく、同地域の浸水被害を広げる結果になりました。

長沢川には下流部にあたる田鎖地区に排水ポンプが2億円で整備されていましたが、浸水被害を防げず、その効果も問われます。

以下、被害の特徴と対応について述べます。

浸水被害

被害は床上浸水が多く、5年前の津波同様、浸水家屋や道路にはヘドロ状の土砂が残り、住民は、その撤去作業に追われました。泥出しや片づけ作業に市内小中高生がボランティア活動に加わったのが今回の大きな特徴です。また、市は土砂などの洗い流しに大量に使用される水道料金について、私どもの提案に応じて9月、10月の2か月間基本料金以外は無料にしました。

東日本大震災で被災した商工業者などには4分の3のグループ補助が使える、5年経過後の元金償還が始まりだしたところに今回の被害は文字通りのダブル被害です。宮古市は商工労働など、建物や機械設備被害が大きいのが特徴で被害総額213億円のうち127億円で約6割を占めます。津波と洪水、被害の形態で支援策が違うのも矛盾であり、その解消が課題になっています。

土砂崩れなどによる国道106号の寸断と国道45号も藤原、磯鶏地区の一時通行不能や市内106号バイパスのなども一時、通行止めになりました。特に国道106号の寸断は県立宮古病院への応援医師の活動に大きな負担となりま

した。昨年12月、土砂崩落で盛岡までのJR山田線が利用できず、陸の孤島状態だったことも今回の災害の特徴といえます。

宮古市は国道106号の寸断の解消が急務であり、盛岡・宮古横断道路（地域高規格）工事を担当する大手ゼネコンが事業を災害復旧に切り替え、懸命な作業で通行できるようになったのも大きな特色です。

災害対応

9月2日、共産党の高橋千鶴子、岩渕とも両国会議員と斎藤信、高田一郎、千田美津子各県議員と私たちは宮古市を訪れ、お見舞いをのべるとともに台風10号の被災状況や対応などについて山本正徳市長などと話し合いました。市は今回の災害が東日本大震災被害の再建途上の被災でもあり、国の強力な財政支援の実現を各議員団に要望しました。

高橋衆院議員は「激甚災害」の指定と思い切った国の財政支援の実現を政府に要請すると約束しました。市議団からの行政の基準や都合で被災者に差別感を与えないような支援要請に対し、滝澤総務部長は被災者に寄り添う目線で基準等の具体化を検討したいとものべました。

山本市長との懇談をふまえて行った政府への要請は次のとおりです。申し入れ項目は①激甚災害指定と災害対応への思い切った財政支援、②廃棄物処理への支援、③中小企業、業者へのグループ補助に匹敵する支援の検討、④ホテル、旅館の借上げ、福祉避難所等の設置、⑤住宅の応急修理の基準を緩和し、床上、床下でも可能にするものの5つです。

中でも①災害対応では道路が寸断され、救援活動にも支障が出ているため国による復旧事業の代行や生活道路への県代行への補助など機動的な支援を求めています。松本大臣は「激甚災は、各自治体からも要望を受けている。道路は自治体から要望があれば、国交省と連携して応えていく」と応じました。

また、⑤床上、床下浸水では半壊とならず、災害救助法での「住宅の応急修理」の対象とならないことからの要請でしたが「損壊の程度が20%を超えれば半壊と同じく認定できる」との説明でした。市もこの説明にもとづき、被災者の状況を踏まえ、積極的な対応を行いました。

市の支援

市は台風10号被害世帯のうち「被災者生活再建支援法」で支援の対象にならない半壊・床上浸水の住宅被害者に支援金の支給を決定しました。市独自の新たな支援金の支給額は以下のとおりです。

全壊や解体・大規模半壊（床上浸水1㎡以上）の場合、表記の「再建支援法」で基礎と加算両支援金が支給されます。複数世帯の場合、建築や家屋の購入で100万円と200万円の合計300万円となります。

また、市は床上浸水支援について、1㎡未満の半壊・床上浸水世帯を対象に。

支給金額は複数世帯で 20 万円、単数世帯で 15 万円を支給します。

県は半壊と床上浸水を区別し、半壊には複数世帯 20 万円、単独世帯 15 万円を全額支給しますが、床上浸水世帯には複数世帯 5 万円、単独世帯 3 万 7 5 0 0 円の支給が上限となっています。市の支援策は県が設ける半壊と床上浸水の違いをなくして世帯に応じて半壊世帯と同額を床上浸水に支給するものです。市独自の負担額は 1 4 2 5 万円が見込まれます。

問題は床上浸水でも半壊に至らない災害認定があることです。内閣府防災（被災者行政担当）の「災害報告取扱要領」によると、外観による判定と浸水深による判定を組み合わせることで損害の程度が全壊、大規模半壊、半壊かの認定をすることになっています。認定は建物一階天井までの浸水や建物の流失は全壊、床上 1 階以上は大規模半壊、1 階未満で半壊だけなら理解しやすいのですが、半壊に至らない床上浸水という損害認定は、その判断には困難がともないます。

全壊など、被災住宅の再建支援で市は東日本大震災時の対応を基本にしています。被災者が住宅を建築する場合、市独自の支援金 2 0 0 万円に加え、地域産木材活用に 1 0 0 万円を上乗せするほか宅地のかさ上げなど宅地改良補助 5 0 万円も活用できます。

市の目標は地域の経済再建と市民の定住化を目標としたものですが、人口減少と財政力にゆとりの無い市としては国の財政支援や激甚災害指定の発動など復旧に不可欠な国の財政支援の実現が欠かせません。この点では使いみちを規制されない自治体の裁量性が保証される自由度の高い「交付金」の実現が必要です。